

令和6年分の確定申告期間は

2月17日(月)～

3月17日(月)

です

宇治税務署における確定申告

宇治税務署の確定申告会場は、2月17日(月)から開設します。相談受付時間は、平日午前9時～午後4時ですが、3月2日(日)は開設します。

※混雑状況によっては早めに受け付けを終了する場合があります。
※2月14日(金)以前に税務署で申告相談を希望する人は、通常窓口対応となるため、電話による事前予約が必要です。
※還付申告をされる人は、2月16日(日)以前でも提出することができます。

※税務署の駐車場は身障者用駐車スペースを除き利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

申告会場入場には「入場整理券」が必要

「入場整理券」は2月7日(金)から国税庁公式LINEによる事前発行(右記のQRコードからアクセス可)および当日会場で入手できます。
※整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。



スマートフォンを活用した確定申告を推奨

宇治税務署では、スマートフォンを中心とした申告書の作成・送信を行っていますので、お持ちの人は必ず持参してください。

また、マイナンバーカードを利用して申告書を作成・送信しますので「マイナンバーカード」と「マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書用パスワード(数字4ケタ)、署名用電子証明書用パスワード(英数字6ケタ～16ケタ)」を用意してください。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつを廃止

令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いませんので、申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

申告会場に必要なもの

- ▶源泉徴収票などの申告に必要な書類
- ▶本人確認書類
- ▶前年分の申告書の控え
- ▶利用者識別番号などの通知(お持ちの人)
- ▶筆記用具
- ▶電卓 など

e-Tax(電子申告)による確定申告

確定申告書の作成は確定申告書等作成コーナーがおすすめ

パソコンやスマホで確定申告書を作成する場合は、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できる「確定申告書等作成コーナー」(右記のQRコードからアクセス可)がおすすめ。作成した申告書はe-Taxで提出できます。



郵送による申告

郵送の場合は「大阪国税局業務センター阪神分室」(〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号)へ提出してください。

※令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないため、郵送の際は申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

税理士による申告相談

開設期間	場 所	相談時間等
2月13日(木) 2月14日(金)	文化センター3階	午前9時30分～正午、 午後1時～4時 ※相談受付時間は 午前9時～午後3時

※混雑の状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅ローン控除(初年分)等の相談は不可。
※ボールペンや電卓等を持参してください。

確定申告書の作成上の注意

- ①確定申告書にマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要
確定申告書には、申告者本人のマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。
また、配偶者や扶養親族、事業専従者について記載する場合には、それらの人のマイナンバーの記載が必要(書類添付は不要)です。

- ②公的年金等を受給している人へ
公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告の必要はありませんが、還付を受ける人は確定申告が必要です。
※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市役所税務課市民税係(☎983-1113)までお問い合わせください。

☎国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)※音声案内に沿って「0番(確定申告)」を選択。

令和7年八幡市二十歳のつどい開催に伴うコミュニティバスやわたのバス乗り場の変更について

1月13日(月・祝)は、八幡市二十歳のつどい開催に伴い、市役所敷地内の混雑が予想されます。
そのため、同日午前8時～午後1時30分

は、コミュニティバスやわた(以下コミバス)の「市役所庁舎前」のバス乗り場を府道長尾八幡線にある京阪バス「八幡市役所前」に変更します。ご協力をお願いします。

☎二十歳のつどいに関すること＝こども未来課(☎983-5674)、
コミバスに関すること＝管理・交通課(☎983-5144)、京都京阪バス(株)(☎972-0501)

